平成２９年（フ）第１８２号
静岡県富士市大淵１番地の25　グレイス広見306号
債務者　清水　康弘
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　　亮
4　破産債権の届出期間　平成29年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４１８号
神奈川県座間市相模が丘４丁目６番Ｇ―716号　カーサ相模台
債務者　関　　猛
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安永　佳代
4　破産債権の届出期間　平成29年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年１月31日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１号
宮城県東松島市小松字鷹の池77番地
債務者　木村　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
鹿児島県鹿児島市喜入生見町6971番地
債務者　帖地　清美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野平　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６０１号
愛知県小牧市大字舟津846番地11
債務者　櫻井マチ子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
兵庫県豊岡市正法寺560番地の６
債務者　山本　絵美
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　佑也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０９号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13807番地２　コーラルＤ棟
債務者　小島　智子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３０２号
熊本県宇土市新開町269番地２
債務者　西村十四男
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５９号
茨城県鹿嶋市大字平井893番地195
債務者　君和田照子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第９７号
岐阜県養老郡養老町宇田1369番地７
債務者　中根　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
高知県南国市後免町３丁目４番８号
債務者　坂本　美江
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５５号
高知市福井町664番地４
債務者　秋澤　由紀
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６３号
高知市高見町82番地　ゴールデンハイツ201
債務者　川村　秀子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４００号
相模原市中央区中央３丁目２番17号　鈴木ビル303
債務者　竹野　茂雄
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０１号
相模原市中央区相生１丁目３番４号　梅田マンション101
債務者　清野　秀昭
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０２号
相模原市中央区相生１丁目３番４号　梅田マンション101
債務者　清野　亜衣（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０６号
相模原市南区相模台１丁目19番16号　ボンジュール相模台203
債務者　小川由美子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部